

第2回 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会 議事要旨

日時 平成27年12月21日(月) 午後7時～9時

会場 武蔵野プレイス スペースC

出席者 諸橋委員長、千田副委員長、小山田委員、栗原委員、小林委員、高木委員、向井委員(欠席委員：中山委員)

傍聴者 5名

議題

1 委員長挨拶

2 議題

(1) 第一回委員会議事録の確認

(2) 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)素案作成に向けた検討について
「目的、施策、定義について」

(3) その他

■議題(1) 第一回委員会議事録の確認

資料1に基づき事務局が説明。一質疑なく了承。

■議題(2) 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)素案作成に向けた検討について

資料2, 3, 4に基づき事務局が説明。

【委員長】

- ・市としては、性的少数者などに配慮しつつ、「男女」という言葉を使うこともよしとしていることで良いか。

【事務局】

- ・男女共同参画推進委員会で男女平等やダイバーシティなどの考え方も出ているが、本委員会では条例名称を含めて自由な議論をしていただきたいと考えている。

【委員長】

- ・苦情処理対応や性的指向の問題、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの捉え方について事前に市の方向性をまとめておくというのは、どういうことか。

【事務局】

- ・いろいろと議論のあるところで、本委員会のご意見等を参考に庁内で共有化を図りたいと考えている。

【委員】

- ・ヒューマン・ネットワークセンターの名称は「男女共同参画推進センター」に決まったことなのか。

【事務局】

- ・昨年12月議会で武蔵野市立男女共同参画推進センター条例を制定し、正式に「男女共同参画推進センター」という名称になった。

【委員】

- ・国の法律は「男女共同参画」になっているが、市民協議会の条例案では男女平等参画を推進する条例という形で提出している。「男女共同参画」という言葉は、普通の一般市民の方にはわかりにくい印象がある。

【委員長】

- ・センター名称の変更は、どういう形で出てどう決定されたのか。

【事務局】

- ・センター名称については庁内で検討したが、「男女共同参画基本法」や「武蔵野市第三次男女共同参画第計画」などを根拠とした。
- ・本委員会の提言にもとづき基本条例ができた段階で、センター名称を基本条例の名称に合わせ

たほうが良いという委員会のご意見があれば市でも検討することはできる。ただし、センター名称の変更は、条例改正が必要となるため議会に説明し、改正手続きを取る必要がある。

【委員】

- ・市民協議会の条例案以外にも、男女共同参画推進委員会でも条例名称を「男女平等」という委員が数人いたと思う。

【事務局】

- ・その話も参考に検討した。

【委員長】

- ・センター名称の変更は大きなことだと思うが、条例検討委員会は直接所管できないが男女共同参画推進委員会などで議論したのか。

【事務局】

- ・昨年の推進委員会で、ヒューマン・ネットワークセンターの名称がわかりにくく変更したほうが良いとの意見をいただいている。

【委員長】

- ・基本条例制定に合わせて、急ぐこともなかったのではという気もする。

【事務局】

- ・センター移転を平成28年中に予定しており、移転にあわせて条例を制定しなければならない事情があった。

【委員長】

- ・基本条例は平成28年度中にできるのか。施行が29年度からか。

【事務局】

- ・本委員会の提言を受け、市で条例案を正式につくりパブコメを実施した後に議会審議がある。事務局の見込みでは、早くて平成29年の3月議会を予定している。

【委員】

- ・資料4での「性的指向・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの捉え方について、事前に市の方向性をまとめておく」という項目は、市のほうで、協議会の条例案に対し納得されなかった部分があったため、事前に市の方向性をまとめておくことになったのではないかと思うが、事前に市のほうで危惧された部分があれば、ぜひお伝えいただきたい。

【事務局】

- ・庁内検討会を2月に設置し、市民協議会の条例案が出る前に下案を作っていたため市民協議会の条例案は関係していない。この項目は、他区市の条例制定の動きを検討したもので、事務局も含め問題意識の意味合いで挙げたもの。そのため、本委員会の検討に特に影響するものではなく、自由に議論していただきたい。

【委員】

- ・他の自治体では、どのような文言で賛否が分かれたのか。

【事務局】

- ・先ほどの項目について、条文がいろいろと揺り戻しがあったようだ。

【委員】

- ・資料2の目的について、どの言葉がどこにかかっているのか構造がわかりにくい。「基本理念を定める」「事業者等の責務を明らかにする」「基本的事項を定める」は並列的に3つあるが、この3つを実施することによって後の文章「総合的かつ計画的に推進する」「諸問題に対応する」「男女平等参画社会を実現する」にかかるのか。どういう構造にしたいかによっては言葉も違ってくるのではと思う。

【委員】

- ・市民協議会条例案で考えると、前の3つ、基本理念と、責務と、基本事項を定めて、後のほうの3つに対応し3-3になるのではと思う。

【副委員長】

- ・どの区や市のものを見ても第一条は一文で書いている。一文の中に全ての要素を盛り込まなけ

ればいけないので、確かなかなか難しいかもしれない。

【委員】

- ・あるいは、後半は、2-1とも読める。後半は、「計画的に推進し、諸問題に対応することによって」「社会を実現する」と、後半は2-1になる。

【委員長】

- ・並列ではなく、最終的な目的は「男女平等参画社会の実現」である。

【委員】

- ・「もってすべての人にとって」は「もって」が入っている。

【委員長】

- ・台東区はいろいろと述べている。文京区はシンプルに「男女平等参画社会」に全部込めた感じである。協議会の条例案も「すべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会」と言っている。

【副委員長】

- ・「住みやすく暮らしやすい」というのは修飾語だが、台東区の「ジェンダーに捉われず、自立した個人としての人権が尊重される」は、男女平等社会の定義に近いというか、少し趣が違いうようである。

【委員長】

- ・「すべての区民が、あらゆる分野においてジェンダーに捉われず、自立した個人としての人権が尊重される」を盛り込んでいるが、わかりやすいというか、具体的である。
- ・ジェンダーに捉われないというの、あくまで包摂的に言っている。

【委員長】

- ・「自立した個人としての人権の尊重」と「住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会」は、目指す社会の理想が少し違う。
- ・「男女平等」や、「男女共同参画」や、「男女平等参画」というあたりも精神があらわれる。この辺りは、どう考えるか。

【委員】

- ・多摩市もそうだが、市民協議会も、地域住民にとっての条例ということをまず考えた。条例は理念的なものではなく、住んでいる人にとって本当にそれが役に立つものでありたいという思いがあり、そのために、少し細かい表現ではあるが、このような条例案にした。

【委員長】

- ・細かい表現というの、具体的にどこの箇所か。

【委員】

- ・「住みやすく暮らしやすい」ということだ。地域に住む人々にとって条例が身近なものになり得るかということ考えた。

【委員】

- ・私は最初に読んだとき、わかりやすく、大体こんな形でいいのではと思った。ただ、「男女平等参画社会」の定義があり、それを当てはめると、性別に捉われずに、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるということは、この言葉の中に意味としては含まれる形になる。そうではなく、ここには含まれていないようなものをプラスアルファでつけたいということであればつけるということも考えてもいいのかもしれない。
- ・協議会の条例案は、多摩市のものと一言一句同じである。内容がよければ同じでもいいのかもしれないが少し気になる。差別化を図るのであれば、まず1行目は「男女平等参画社会の推進に関して」のほうがよい。また、その直後の「その」は、ここまで近かったら要らないのではないかなと思う。

【委員長】

- ・「推進」はやはり入れたほうがよいのか。条例名なども「推進する条例」だけでなく、例えば「基本条例」という考え方もある。

【副委員長】

- ・「推進」や「実現」など、いろいろありそうだ。

【委員】

- ・後ろは「実現」で出てくるため、言葉を変えるのであれば、変える意味があったほうがよいし、意味がないのであれば、どちらかに統一するほうがよい。

【委員長】

- ・本来は「実現」なのではないか。

【副委員長】

- ・条例名称と目的とが連動している。条例名が決まっていなくて、このところも確かに決まらないのかなと思う。他区市はどれも一応名称は「推進」である。
- ・法律の用語では、「推進」が一般的なのか。

【委員】

- ・そうではない。

【委員長】

- ・小金井市は、「小金井市男女平等基本条例」とシンプルにしている。目指すのは男女平等社会、男女共同参画はそのプロセスであるという定義にした。平等社会を実現するための手法として共同参画が不可欠というように2つを使い分け、条例名を「平等基本条例」にした。

【事務局】

- ・第1条は目的のため、いろいろ書いてあったとしても、何々を実現するとして最後にまとめている。「男女平等参画社会」の定義や意味合いによって、その前の修飾語が必要かどうか違ってくる。例えば文京区は、「男女平等参画社会」の定義に全部意味を込めているため、目的に修飾語はつけていない。
- ・第三次男女共同参画計画では「男女が、社会の対等な構成員として、互いの人権と能力を尊重し合い、自分らしい生き方ができる武蔵野市のまちづくり」を理念としている。表現として武蔵野らしさを考えるのであれば、こういったところも参考になるのではないか。

【委員長】

- ・行動計画にある言葉であるため、これは使ってもいいかなとは思う。

【事務局】

- ・他区市の条例では、男女共同参画社会のように、法がうたっているところを目指すように意識して書いているのかなと思う。

【委員長】

- ・第一条目的は、私たちの理念が一番出るところだと考えるが、いかがか。

【委員】

- ・目的なので、なるべく明確で、ある意味ですっきりしたいという気持ちがある。推進とか責務とか基本的事項というところはいいとして、この施策を総合的かつ計画的に推進するというところだから、その下の性別の差別というのは、これに全て入っているのではという気がする。計画的に推進し、もって、その後に「武蔵野らしさの多様な生き方を尊重せよ」、「自分らしい生き方ができる」というようなことで、目的だからそれでいいのではないかと思う。この差別的な取り扱いというのは、前文や定義でうたうところがあるため、目的は全体を包み込んで前に進むような、そういうものを明確に伝えたい。
- ・あまりたくさん入っていると、結局何かわからないため、何をしたいのかがわかればよい。ただ、武蔵野らしさは最後に少し入れたい。「総合的かつ計画的に推進」まではいいとして、あとは定義その他に任せることが良い。

【委員長】

- ・「平等」、「共同参画」、「平等参画」のところは精神が出ると思うがいかがか。

【委員】

- ・先ほど委員長が言われたように、「男女平等」というのは目的で、そのプロセスの中に「男女共同参画」というのがあるというふうに考えるのであれば、目的は「男女平等社会を実現すること」でよろしいのではないか。

【委員長】

- ・「男女平等社会を実現することを目的にする」というのが一番わかりやすく、かつ、シンプルだとは思う。

【副委員長】

- ・共同参画ということ自体が英語に訳すと「gender equal」というふうになるということで、変な術語である、言葉であると同時に、それが「平等参画」になると、なおさら何なんだろうという感じがするため、「男女平等社会の実現」だとすっきりする。共同参画を推進することと、男女平等を実現するということは、ニュアンスや理想とする状態が違うと感じる。

【委員】

- ・「この条例は」の直後の「男女平等参画社会」の部分と、最後の「男女平等参画社会」のどちらも変えるということか。それとも最後の目的を変えて、その手段として上のほうは何かもとの文言なのか。

【委員長】

- ・一緒にしてもよいかとは思う。

【委員】

- ・最初の文章は「男女平等社会に関して」で始まるのか。

【副委員長】

- ・今の話だと、「男女平等社会の実現に関して、理念を定め、責務を明らかにし、基本事項を定めて、総合的かつ計画的に推進」ではないか。

【委員】

- ・間にもう1個「男女平等参画社会の実現に…」とあるが、これら3個を全部、目的や手段ということではなく、全部「男女平等社会」に入れかえるのか。また、定義なども全部入れかえるのか。

【委員長】

- ・機械的に入れかえればいい問題でもないため、もう一度検討は必要だ。多摩市は、「男女平等参画社会に関して」、台東区は「男女平等の推進について」だ。こちらは「男女平等社会の実現に関して」が良いかもしれない。

【副委員長】

- ・どこも「男女平等社会」ですっきりする。
- ・使い分けるとしたら、どう使い分けられているかということ定義づけないと、なぜ2つの用語が並列しているのかという疑問を生む。統一したほうがすっきりすると思う。

【委員長】

- ・「男女平等社会の実現に関して、基本理念を定め、責務を明らかにし、基本事項を定め、総合的かつ計画的に推進する。もってすべての人にとって〇〇な武蔵野らしい男女平等社会を実現することを目的とする。」で、おかしくはないかと考える。

【副委員長】

- ・他区市との差異化ができるようになったかを感じる。

【委員長】

- ・「男女平等社会の実現」は、どこもあまり言っていない。

【副委員長】

- ・「男女平等社会を実現することを目的とする」というのは台東区だ。

【委員長】

- ・台東区は、「男女平等の推進」について述べて、最後に「男女平等社会の実現」を目的としている。

【委員】

- ・委員長のまとめで、冒頭も「男女平等社会の実現に関して」として述べて、最後に「男女平等社会の実現」を目的としているが、日本語としておかしいのではないか。

【副委員長】

- ・主語述語が対応していない。

【委員】

- ・「実現」を目的にするには、その手前のところは、どうしたらいいのか。

【委員長】

- ・条例は、もちろん実現に関してではあるが、実現するための何を担保するのか。手法か。法的に何か担保するわけだが、推進か、あるいは実現か。それとも他にあるか。

【委員長】

- ・「男女平等社会の実現に関して」で、それ自体はおかしくないが、「実現を目的とします」で終わるとおかしい。「男女平等社会に関する基本理念」ではなく、「男女平等社会の実現に関する基本理念」、「男女平等社会の実現に関する責務」などがよいのではないか。

【委員】

- ・「推進に関して」ではないかと思うが、「推進」と言うともう既に男女平等社会ができていることになるのか。

【委員長】

- ・そのようなことにはならない。目指して、推進に関して、男女平等社会を進めるということだが。

【委員】

- ・進めていく中で、基本理念を定めたり、責務を明らかにしたり、施策の事項を定めることによって、その後が続くのではないか。推進の結果として男女平等社会の実現があるため、やはり「推進に関して」ではないか。

【委員長】

- ・「男女平等社会の推進に関して、これこれを定め、もって男女平等社会を実現することを目的とします。」でおかしくないと思う。

【委員】

- ・「男女平等社会を推進するに当たり、基本理念を定め、責務を明らかにし、基本的事項を定める。そして実現を目的とする。」はいかがか。

【委員長】

- ・「推進に当たり」は悪くないように感じる。

【事務局】

- ・できるだけすっきりさせたほうがよいと思う。

【委員長】

- ・「男女平等社会」という言葉に意味が全て入っている。ここの部分で少し武蔵野市らしさを入れる手はある。
- ・まだ整文化できるわけではないが、「この条例は、男女平等社会を推進するに当たり」ないしは「男女平等社会の推進について」でいかがか。

【委員】

- ・「社会を推進する」のではなく、「男女平等の推進」でよいのではないか。

【委員長】

- ・では、「男女平等の推進について、理念を定め、責務を明らかにし、基本的事項を定め、で、もって〇〇〇〇男女平等社会を実現することを目的とする。」ということにする。
- ・この〇〇〇〇には武蔵野市らしいものを1行ぐらい入れたい。男女平等社会の実現の手前につく形容詞は何かあるか。

【副委員長】

- ・「住みやすく暮らしやすい」は入れるのか。

【委員長】

- ・あってもよい。もう少しつけ加えてもよい。

【委員】

- ・「住みやすさ」と「暮らしやすさ」はどう違うのか。

【委員】

- ・違うと思ったため書き分けたが、何がどう違うかと言われると説明が難しい。

【委員】

- ・言葉としては違うと思う。住むということに対して暮らすということのほうが、個別的で日常的な感じがするが、両方含まれるより1つでいいような気がする。

【委員長】

- ・先ほどの話のように、「男女平等社会」という言葉を定義づけるため、その形容詞自体が要らないのではと思う。

【委員】

- ・市の第三次計画の基本理念は男女平等社会の中に入るのか。

【事務局】

- ・定義を検討する際に、男女平等社会の定義に第三次計画の理念「自分らしい」といった内容が入れば要らないと思う。

【委員長】

- ・武蔵野市らしい形容詞はどうするか。

【事務局】

- ・前文を検討する際に、もう一度戻って検討していただいても結構だと思う。

【委員】

- ・文体だが、文京区・台東区・渋谷区は「である調」で、多摩市と協議会案は「ですます調」になっているが、推進委員会のほうでも出ていたように、やはり「ですます調」のほうがわかりやすいのではないか。

【事務局】

- ・提言としては「ですます調」でいただいても結構だが、実際に庁内で条例を具体的に作成する時に「である調」になると思う。文体について自治法務課と話をしたが、「ですます調」の条文は考えられないとのことであった。
- ・提言としては「ですます調」でいただき、条例自体は「である調」であっても、わかりやすいパンフレットを作れば伝わっていくのではと考える。

【委員】

- ・我々の提言は「ですます」の考え方でまとめるということではいかがか。

【事務局】

- ・委員会提言は「ですます調」ということで構わない。

【委員長】

- ・その辺は追って考えることになりそうだが、「ですます」で提言して「である」に変わると、随分印象が変わる。

【委員】

- ・多摩市が「ですます調」であるのを見てしまうとそのほうがきれいな印象があるが、やはり無理なのか。

【事務局】

- ・基本的には無理である。

【委員長】

- ・個人的には「ですます」がとは思わなくもない。副委員長はどう考えるか。

【副委員長】

- ・「ですます」のほうがわかりやすいと思うが、つくり変えられることが気にかかる。

【委員長】

- ・つくり変えられてニュアンスが変わってしまうのであれば、最初から「である調」で考えたほうがよいかもしれない。

【副委員長】

- ・二度手間ということになるため、「である調」でよい。

【委員】

- ・今、結論を出さなくてもよいのではないか。

【委員長】

- ・では、「である調」に変わった場合どうかということで二重思考をしながら検討していく。「ですます調」になることはあり得ないのか。

【事務局】

- ・再度、自治法務課とも話はするが、「ですます調」は考えられないという見解であった。

【担当部長】

- ・武蔵野市はきっちりしているところが現状である。

【委員長】

- ・では、その辺は片隅に置きながら進めることにする。
- ・定義に関しては、細かいところまで本日決めないといけないか。

【事務局】

- ・施策の内容を検討しないと定義が出てこないと思われるため、施策の検討から定義を洗い出すことでよいかと思う。

【委員長】

- ・そのとおりだ。また、定義もあまり多くないほうがよい気がする。普遍性を持たせた言葉を精査し、最低限のほうがよい。
- ・施策に関してはいかがか。体制・啓発方法・リプロダクティブ・ヘルス／ライツあたりがある。協議会条例案は災害対応が載っている。
- ・自治体によっては、個別の施策は行動計画とほぼ同じようなものを掲げているところもある。小金井市もそうだが、意識啓発、教育、あらゆる分野への参加、暴力の問題など、行動計画の大綱とほぼ同じような項目が並ぶケースもある。多摩市、文京区、台東区、渋谷区はいずれもそういうことではない。

【委員】

- ・女性総合相談なども含めたいいわゆる相談支援事業が、個別の施策には書かれていない。他の条例に苦情処理の項目に一部あったがほとんど書かれていない。相談支援事業は男女共同参画を進める上での非常に大きな柱の1つだと思う。

【委員】

- ・相談事業は必要だと思っており、協議会条例案の「家庭生活と仕事・地域活動への参画」の「必要な支援」に含まれるのかなとも考えてみたが認識が違うだろうか。

【委員】

- ・ここは、ワークライフバランスといわれる家庭生活と職業生活と地域生活のバランスのとれた望ましい生活が誰でもできるように、という意味合いの項目だと思う。ここには、相談という内容はクリアには入らないと思う。

【委員】

- ・協議会条例案の「家庭生活と仕事・地域活動への参画」は、ワークライフバランスのことに関することである。

【委員】

- ・相談事業は非常に大きな柱の1つで、「推進体制」や「調査研究」などと並ぶ大きな項目の1つになるのではないか。

【委員長】

- ・個別の施策について、多摩市は性と生殖の健康と権利を、文京区は積極的格差是正措置を、台東区は雇用の分野を入れている。協議会の条例案は多く、推進体制・調査研究は別として、項目としては、啓発普及、教育・学習、性と生殖、災害、そしてワークライフバランスであり、大方漏れ落ちはないかと思うが、暴力はない。

【副委員長】

- ・私もそれが気になっていたが、どこにも入っていない。ほかのところで決まっているところは、

ほかの法律があるからここに入れなくてもいいということか。

【事務局】

- ・他区市の条例では、暴力は禁止事項の項目に入っている。

【委員長】

- ・個別の施策としても必要ではないか。

【事務局】

- ・相談は、例えば雇用関係やハラスメント・暴力関係の相談などいろいろある。相談事業はそれぞれの分野での必要な支援としてあるため、条文で規定しなくとも良いのではないか。
- ・男女平等社会を実現するための方向性を条例で規定し、その条例の方向性をもとに個別の行動計画に具体的な事業を落とし込み、施策を展開することとなる。

【委員長】

- ・個別の施策の前に、基本理念を少しもまなければいけないのではないか。基本理念にある内容は、施策にあってもなくてもよい場合もある。
- ・前後してしまうが、基本理念の内容はいかがか。施策の推進、直接的間接的差別、性別にかかわらずなく、家庭と社会との両立、政策の立案決定、学校教育、生涯教育、家庭教育、地域生活との両立、性、年齢、国、民族、疾病、障害の有無、差別と暴力、困難の状況にある人々への配慮、国際社会などがあるが、協議会条例案では8つほど挙げられている。しっかりと理念を立てておけば、その後で個別の施策が言いやすくなるかもしれない。個別の施策は、より強調したければ重複してもよいのか。

【事務局】

- ・重複してもよいが、別の個別施策とのバランスの問題も考えていただければと思う。

【委員】

- ・本日の委員会は、理念を検討する予定でなかったため読み込んでいない。そのような状況で、今から議論するのは少し無理があるかと思う。次回以降にお願いしたい。

【副委員長】

- ・市民協議会の第3条理念の(2)の3行目で、「能力や性を発揮し」と書かれているが、「個性」ではないか。

【委員長】

- ・続く文章で、「家庭生活と社会生活の」も一部抜けている。

【事務局】

- ・資料に脱字があり、訂正しお詫びする。

【委員長】

- ・では、個別の施策について。相談と暴力がないと指摘を受けたため、射程に入れて置く。渋谷区は顕彰を入れており、それに近いものとしては、協議会条例案も総合評価を入れている。その他には、ポジティブ・アクションを入れるか入れないかということ以外は大体同じである。

【委員】

- ・ポジティブ・アクションは大きいところである。

【委員長】

- ・また、雇用もない。入れ出すと際限がなくなるが、この辺りはどうするか。

【委員】

- ・台東区はメディア・リテラシーが入っている。協議会案では、禁止事項にリテラシーが書かれているが、リテラシーを推進していきましょうという方向であると思うため、禁止事項ではなく個別の施策に入れたほうがよい。

【副委員長】

- ・禁止事項に入っているが、既に起こっている暴力に対してどう対応するかということがカバーできないため、個別の施策にも入れたい。禁止事項のみだと、相談や保護などの事業をしなければいけないことのポジティブな行動、アクションといったものが欠けてしまう。

【委員長】

- ・暴力の対応は個別の施策に入れたい。個別の施策の中に、相談、暴力、暴力と相談をセットにするか。それとも相談というのはまたもっと広い範囲で取り扱うか。

【委員】

- ・先ほど課長が言われたように、相談は領域横断的でとても幅広い。そのため、暴力は暴力で項目を立てたほうがすっきりする。

【委員長】

- ・その通りと思う。相談と暴力だけじゃない。相談はまた別に立てるとすると、先ほどの話のように個別のところとどう整合性を持たせるか課題は残るが、立ててみてから考える方向でよいか。それに加え、雇用やポジティブ・アクション、リテラシーなどを個別施策に入れるととても膨らむが、いかがか。

【委員】

- ・とりあえず入れてみてから削るのはどうか。

【委員長】

- ・ポジティブ・アクションも入れる方向でよいか。

【委員】

- ・とりあえず入れてみてはどうか。文京区には入っている。

【副委員長】

- ・文京区は施策だけではなく、定義にもポジティブ・アクションが入っている。

【委員】

- ・前文から苦情処理まで縦のつながりの全体像が見えるとよい。部分的にしか読んでないため、全体像が見えにくい。
- ・また、協議会条例案の15条にある「教職員、市に勤務する職員等」という言葉は、あまり他の条例には入っていない。16条「教育・学習」で、「意識の形成に向けた取り組みが行われるよう、学校教育、生涯学習に携わるものを支援するものとします」と十分丁寧に書かれているため、内容はなるべく重ならないように、15条の「教職員、市に勤務する職員等」の言葉はなくてもよいのではないか。
- ・男女平等は、家庭から始まって全ての教育の場で、みんなが教育をしてほしいという気持ちがあるため広く訴えてほしい。どこの場でも、いつでも、誰でもがそれをやってもらいたい。条例は広く全体を包み込むような感じでよいと考える。

【事務局】

- ・条例での「市」という言葉は、市の職員や教職員も含むため、協議会案の第15条は少し違和感がある。

【委員長】

- ・第15条の協議会条例案だと、市は職員に対しても啓発をすることとしているが、市を縛るのは他の条文にあるか。

【委員】

- ・市の責務。

【委員長】

- ・市の責務で、市が基本理念に基づいてやらなければいけないことを規定しており、必要に応じてこれをやらなければいけない。一応、市を縛っていることになるか。

【副委員長】

- ・市の責務と個別の施策はどういう関係なのか。

【委員長】

- ・市の責務をもう少し細かく書いたものが個別の施策にあたるのではないか。

【事務局】

- ・個別の施策は、市が主語になっており、市のやるべきことが規定される。

【委員長】

- ・市が市に対してやるのか

【委員】

- ・市は団体、個人の模範とならねばならないから。市民条例案の第4条の4に、「模範とならなければなりません」とある。

【委員長】

- ・模範だからこそ市民や事業者に言える。「男女平等参画社会の実現に関して必要な啓発および普及広報活動を実施するものとします」としている。

【委員】

- ・啓発や普及は、市だけがやっていることではない。文言は練ってもらおうとして、「市は、市民や事業者とともに」というような文言にすると市も入ることになる。“だから一緒にやるんだよ”ということが表現できるとよい。

【委員長】

- ・よいと思う。何か一方的で、市はどうなっているんだという気がするため、「とともに」といったように、“市もやりますよ”というニュアンスが欲しくはある。
- ・協議会条例案はリプロダクティブ・ヘルス／ライツが細かく2個もあるがどうか。

【副委員長】

- ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、重要であると思う反面、妊娠する可能性云々と、そこまで介入が必要なのかなという気持ちの両面がある。保護や配慮をしなければいけない側面と、産みなさいといった積極的に介入することを避ける権利も市民にはある。
- ・“産みなさいとか、産んではいけないとかいうことを言われずに自己決定ができる。ただ、自己決定するときには、それを支えてほしい”という介入とサポートの按配がとても難しいと感じる。
- ・協議会条例案の16条の2に「女性は妊娠および出産をする可能性があることに十分配慮する」とあり、重要なことではあるが、したくてもできない人など多様な人がいるなかで、女性イコール産む性のように言い切っているのかというためらいがある。反面、「女性と男性が生涯を通じて」ということはとても重要だと思う。

【委員】

- ・文言の問題かもしれないが、「女性のライフステージにおける多様性に配慮し」というような文言でクリアできないか。

【委員長】

- ・そのような感じが良い。多様性、あるいは自己決定みたいなものがある。

【副委員長】

- ・ある意味では男性も生殖にかかわっているため、女性だけの問題といった形になっていることが気にかかる。

【委員長】

- ・その辺は起草するときに少しもんでもらう。

【委員】

- ・協議会条例案は他区市と比べ項目がとても多いが、多ければ多いほど具体的な個別の施策があり、まじめにやっているという意味もあるかとは思いますが、多くなった経緯や思い、ねらいなどを共有しておけるとよい。

【委員】

- ・武蔵野市は男女平等社会の1つのモデル事業体であってほしいという協議会の気持ちがあった。そのため、さまざまところで市に期待するものが多くなったと思う。
- ・副委員長が言われるように、リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、いろいろな女性に対して配慮すると第17条の2は必要ないかという気はしている。

【委員長】

- ・女性を尊重するという第17条1だけだとわからないのではないか。

【委員】

- ・自己決定できるとか多様性を尊重するという言葉で、産むほうの圧力だけではないことを保障

するやり方もあると思う。

【副委員長】

- ・自己決定だけではなくて、健康の保持・増進支援という2のニュアンスは生かしたい。例えば、女性不妊以外にも男性不妊などさまざまな問題があるため、そういうものを総合的に含み込むような、押しつけがましくなく、ニュートラルなものを考えなければいけない。

【委員長】

- ・そのほかの項目としては、調査研究が2項目ある以外はすべて1つである。暴力は特化してよい、相談も特化して入れてみたい。また、リテラシーもあってもよい。ポジティブ・アクションに関しては、責務でも出ているため無理して入れなくてもよいが、ここにもう1つまた特化する手もあると思う。雇用の分野はどうするか。見てしまうと入れたくなるが。

【副委員長】

- ・全部網羅的にほかのところにあったところは全て入れていくのか。

【委員長】

- ・縦に見て、重複しているようであればまた削っていくということではよいのではないか。

【副委員長】

- ・協議会の条例案を縦に見たときに、ポジティブ・アクションが定義と責務にあり個別の施策にはないことが不思議である。

【委員】

- ・たくさん項目があることで、いろいろな面に配慮した武蔵野市のやる気を示すということではよいのではと思う。

【委員長】

- ・その意見に意を強くし、後で整理されるかもしれないが、雇用の分野、相談事業、リテラシー、暴力、ポジティブ・アクションを入れるということではよいのか。

【委員】

- ・リテラシーは、市の施策には当たらず、「市は」という主語にはならないのではないか。

【委員長】

- ・“市はメディア・リテラシーの育成を努めるもの”という表現は、おかしくはないと思う。

【委員】

- ・メディアを批判的に評価する方向で何か市がするということか。

【委員長】

- ・読み解き能力や批判的な評価の仕方で市がやるべきことなのかどうか。

【事務局】

- ・「メディア・リテラシーの育成に努めるものとする」という施策を受けた個別の事業としては、メディア・リテラシー講座などがある。

【委員】

- ・男女平等と直接的にリンクしてこない。メディア・リテラシーがしっかりした結果、男女平等が実現される局面はあるかもしれないが少し違う。パワー・ハラスメントもそうだが、セクハラの中でパワハラがされることもあるため、重なり合う部分はあるが、それ自体は男女ということと直接関係しているわけではないと思う。市の施策ではないのかもしれないなど考える。推進体制の中に大きく含まれるのであればそうかもしれないが、少なくとも今書かれている「あらゆる教育に携わる者はメディア・リテラシーを向上させるように努めなければならない」という文面を、この施策のところそのまま持ってくるわけにはいかない。市を主語にして何かするのであれば、啓発や普及の中に含まれるのではないか。

【委員長】

- ・台東区の場合は「広報及び啓発並びに教育に対する支援」の項目でメディア・リテラシーが入っている。具体的には、1つは、市の表現物に対する男女平等表現を心がけなさいという内容であろう。もう1つが、市民のほうで、市などの広報物に男女平等に反するようなものがあれば、それをきちんと指摘できる力。それから、学校教育の中で男女平等を推進するための男女

平等表現、エンパワーメントと言うが、そういう意味合いもあるとは思う。無理して入れなくてもいいが、どこかで入れられればと思う。

【副委員長】

- ・協議会条例案の責務には、保育等の関係者の責務が入っている一方で、個別の施策では、保育は抜けており、また他区市にもそういった項目はない。
- ・ワークライフバランスでは、武蔵野市は出生率が低い。老人に手厚いというイメージがあるが保育に関しても少しあると良い。次世代育成に向けた明るいイメージがつくと思う。ワークライフバランスを推進するためには、保育の拡充は必要だと日ごろから感じている。

【委員長】

- ・保育も射程に入れておく。

【副委員長】

- ・主体的に参画できるようにという「家庭生活と仕事・地域活動への参画」はあるが、それをどうサポートするのか、必要な支援に入るのかもしれないが、具体的な文言で保育に関してあっても悪くはないかと思う。

【委員長】

- ・個別の施策が多少増えても市の意気込みが示せて良いのではということで、意を強くし、とりあえず入れるだけ入れておく。

【副委員長】

- ・不適切であれば後で落としていけばよい。

【委員長】

- ・メディア・リテラシーは、啓発や普及、広報あるいは教育に入れるかは、もう一度考える。
- ・災害対応は、ぜひ欲しい。文京区と台東区も入れているが、これは必要だ。

【委員】

- ・災害対応のところで、今回の東日本でも、障害者の視点が改めてクローズアップされたが、「男女平等」を入れることはとても良いが、「男女平等参画社会の視点」は、非常に読み取りにくい。「男女双方の視点」や「男女の視点」などのほうがわかりやすい。「社会」が入ってしまうと、災害対策のときにわかりにくいのではないか。

【委員長】

- ・災害対応は、実は男女平等だけじゃなく、在留する外国人などさまざまな人たちがいるため、もう少し多様性を組み込んだ表現のほうがよい。

【委員】

- ・それがよい。

【委員長】

- ・定義は、男女共同参画社会、ポジティブ・アクション、メディア・リテラシー、など幾つか出てくるであろう。
- ・個別の施策に関しては、協議会の条例案第15条の「教職員、市に勤務する職員等」は、第16条で大体よいのではという意見があった。また、市は、栗原さんの提言にあったように、市民、事業者、その他の団体と市は、市だけくくるのではなく、市も含み込むような表現ができるように入るといいのかもしれない。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの件は要検討である。保育は、家庭生活と地域生活のあたりに入れるか、あるいは、もうちょっと強調する。暴力に関しては、できれば1項目設けたい。その他には、相談、ポジティブ・アクション、雇用の分野など、たくさん入れたということでよろしいか。

【委員】

- ・協議会条例案で「事業者およびその他の団体に対する支援、総合評価方式等」があるが、事業者が男女平等の実践をしている場合には、入札時に評価するという項目を入れていただきたい。

【委員長】

- ・今のところ、落とそうという意見はないが、場合によっては事業者が嫌がるなど、反発を食らうところがあるかもしれない。

【委員】

- ・公契約上の優遇に関する総合評価方式という20条の内容がよくわからない。

【事務局】

- ・第三次男女共同計画の個別事業に掲載している。

【委員】

- ・これを入れることにより、事業者の中で男女平等に関する意識が高まっていくのではという思いがある。

【委員長】

- ・禁止だけではなく、よく頑張っていますというところを優遇してあげる。いかがか。

【事務局】

- ・第三次男女共同参画計画でも「両立支援推進企業・団体に対する公契約上の優遇に関する総合評価方式の施行実施」と掲載し実施しているが、対象となる企業が少ない。ポイントも高くないためかインセンティブが働かない気がしている。

【委員】

- ・条例に入れることにより、男性の育休がとりやすくなるなどあるのではないか。

【委員長】

- ・各企業がこれをもとにして入札をとれましたということもこれから出てこないとも限らない。文言は別として、とりあえず残しておく方向でいかがか。

【委員】

- ・パートナーシップについて、渋谷区だけが定義しているが、市としてはどう考え、今回の条例に入れるのか入れないのか、意思決定をしなくてはいけないかと思う。どういう手続が要るのか市の中でもんでいただくとか、パブリックコメントのところで募るとか、結構大事な話題性のあるところでいろいろな考え方があるかと思う。

【委員長】

- ・個別の施策でパートナーシップ証明を入れることも考えられるし、今回はやめておきましょうという考え方もある。一方、多様性というのはこれから社会的なキーワードになるため、市としてこれをどう担保していくかということは、きちんと答えられるようにしておかないといけない。一度この委員会でももんだほうがよいと考えている。大事な問題だと思う。非常にポストモダン的な問題である。

【委員】

- ・共通認識として持っていないといけない。

【委員長】

- ・目的が鮮明になり、個別の施策を入れ、1回目の議論としては盛りだくさんにできたのではないかと思うが、本日この辺まででよろしいか。
- ・次回の予定は、定義、責務、禁止事項に、基本理念も見てきていただきたい。基本理念はとても大事なところになるため、それを大いにやりたいと思う。定義としてくり出す言葉に関しても検討できればと思うため、事前に見てきていただきたい。

■議題（3）その他

資料3にもとづき事務局が説明。

【事務局】

- ・今後男女共同参画推進委員会との意見交換を予定している。本委員会の中間まとめに関して、推進委員会として意見をまとめ本委員会に提出する方向で進めている。その際に推進委員会から代表が出席し、説明や意見交換をしていただければと考えている。そのような進め方でよろしいか、次回委員会で検討していただきたい。
- ・起草委員について、委員長、副委員長に担っていただけることになったが、あと1、2名お願いしたい。

【委員長】

- ・ 1人か2人ぐらい、どなたか立候補はあるか。

【委員】

- ・手を挙げてよろしいのであれば、させていただきたい。

【委員長】

- ・では、市民代表ということで。

【事務局】

- ・ 1人は事務局からお願いしてもよろしいか。教育のことなどが大事なテーマになっているため小山田委員にお願いしたいが、次回委員会で起草委員について決定していただきたい。
- ・ 第3回委員会は、1月25日(月)19時～21時、武蔵野プレイス スペースCで行う。

— 了 —